

のびのび児童クラブ募集要項

京丹波町教育委員会

1 事業の目的

保護者の就労等により放課後に保育を必要とする児童に対し、集団生活の中で健全な育成を図ることを目的とします。

2 事業の実施場所 ※地域ごとの児童受け入れを原則とします。

- のびのび児童クラブ1組・・・丹波地域： 丹波ひかり小学校内
(〒622-0213 京丹波町曾根宮ノ浦戸麦54番地)
- のびのび児童クラブ2組・・・瑞穂地域： 旧桧山保育所
(〒622-0311 京丹波町和田丸戸3番地)
- のびのび児童クラブ3組・・・和知地域： 和知小学校内
(〒629-1121 京丹波町本庄安田7番地)

3 事業の対象となる児童

京丹波町内の小学校に在学する児童（第1学年から第6学年まで）で、次のいずれかに該当すること。

- (1) 保護者が就労のため昼間家庭を留守にし、かつ、保護者に代わる者の監護が受けられない児童
- (2) 保護者または、家族が病気または看護等のため、家庭で適切な監護が受けられない児童
- (3) (1) 及び (2) 以外の特別な事情により、家庭で適切な監護が受けられないと認められた児童

4 事業の開設日及び時間

- (1) 開設日 月曜日から金曜日
第2土曜日（ただし、利用申込がある場合のみ開設）
- (2) 開設時間 ※検討中のため変更する場合があります
■学校授業日・・・児童の下校時（授業終了後）から午後6時まで。
■学校休業日（夏休み・冬休み・春休み）・・・午前8時00分から午後6時まで。
- (3) 開設しない日
■日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
(ただし第2土曜日は利用申し込みがあれば開設)
■8月13日から8月16日まで
■12月29日から1月4日まで
■気象警報の発令等により学校が休校となった場合
※上記にかかわらず、実施日又は実施時間を変更する場合があります。

5 児童の送迎

- (1) 学校休業日(夏休み・冬休み・春休み): 保護者が児童の送迎を行う。
- (2) 学校授業日: 児童はのびのび児童クラブに帰宅し、保護者が児童の迎えを行う。

6 入部の申込

入部申込書に関係書類を添付して、教育委員会窓口(和知支所内、丹波分室、瑞穂分室)に提出してください。書類等を審査のうえ、入部の可否を保護者あて通知します。

関係書類は教育委員会窓口のほか、こども園、小学校、のびのび児童クラブで用意しております。

7 負担金

※令和6年2月中に源泉徴収票もしくは確定申告書の写しを提出すること

保護者は、所得に応じて下表に定める額を負担していただきます。

階層	算定の基準	負担金月額 (8月を除く月)	負担金月額 (8月のみ)
A	生活保護世帯、準要保護世帯、 母子・父子世帯	0円	0円
B	所得税の額が0円	1,000円	2,000円
C	所得税の額が50,000円未満の世帯	3,000円	6,000円
D	所得税の額が50,000円以上の世帯	5,000円	10,000円

(※月の途中の入退部は、月額負担となります。日割り計算はありません。)

- 注
- 1) 算定の基準は、児童の保護者(父母)の所得を合算したものを対象とします。
 - 2) 負担金の額については、同一世帯における18歳未満の児童2人を養育又は看護している世帯の場合の第2子の児童にかかる負担金月額は、2分の1を乗じた額とし、3人以上養育又は監護している世帯の場合は、そのうち第3子以降の児童にかかる負担金月額を0円とします。
 - 3) 区分Aの母子・父子世帯は、児童扶養手当又は福祉医療を受給している世帯のみ、負担金0円となります。
 - 4) 傷害保険料(R5年度:年間800円)、諸費(おやつ代等)として月額800円程度を負担していただきますが、特別活動に要する費用について別途負担いただく場合があります。

8 提出先: 京丹波町教育委員会学校教育課 電話 84-0028

丹波分室 電話 82-0988

瑞穂分室 電話 86-1150

※ 詳しいことにつきましては、京丹波町教育委員会 学校教育課
(電話84-0028)までお問い合わせください。





のびのび児童クラブ 入部申込書 提出書類チェック表

書類を提出いただく前に、もう一度ご確認ください！

チェック	書類の名称	確認事項
<input type="checkbox"/>	のびのび児童クラブ入部申込書 (様式第1号)	記入もれはありませんか。 ※個人番号(マイナンバー)の記入は不要です。
<input type="checkbox"/>	就労証明書	同一世帯で、お勤めの方全員の分が必要です (世帯で2人以上入部の場合は、1枚で兼ねることができません。) ※1 下記を参照ください
<input type="checkbox"/>	負担区分 A に該当する書類	※2 下記を参照ください
<input type="checkbox"/>	家庭環境調査票(世帯票) ※利用誓約書及び同意書欄を本人が記載しなかった場合は、押印が必要です。	記入もれはありませんか。(世帯で2人以上入部の場合は、1枚で兼ねることができます。)
<input type="checkbox"/>	家庭環境調査票(個人票)	記入もれはありませんか。 (1人1枚提出が必要です)
<input type="checkbox"/>	緊急時連絡票	記入もれはありませんか。(世帯で2人以上入部の場合は、1枚で兼ねることができます。)
<input checked="" type="checkbox"/>	令和5年(2023年)分源泉徴収票 又は確定申告書の写し ※令和6年2月中に提出のこと	保護者(父母)の分が必要です (世帯で2人以上入部の場合は、1枚で兼ねることができます。)

※1 「就労証明書」は、現在の勤務先に依頼してください。

※2 「生活保護世帯、準要保護世帯、ひとり親世帯」に該当する方は、次の書類を提出してください。

生活保護世帯…保護決定通知書の写し

準要保護世帯…要保護準要保護児童生徒認定通知書の写し

ひとり親世帯…児童扶養手当証書の写し又は福祉医療費受給者証の写し

☆ 上記の証明書が提出できない場合については、教育委員会 学校教育課
(電話84-0028)までご相談ください。

1年ごとの申込が必要です。継続希望の児童も申し込んでください。

提出期限は、令和5年11月24日(金)午後5時まで

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

※長期休業期間中のみ利用も今回の申込が必要！

※年度途中の申込は、お受けできない場合があります。



のびのび児童クラブ入部に際して

～守ってください！！～

- ☆ のびのび児童クラブをお休みされる時は、必ず支援員か、教育委員会にご連絡ください。お休み当日の午前中までをお願いします。

※注

- ☆ 開設時間は、下校時から午後6時00分までですので、時間内のお迎えにご協力ください。また、どうしても遅れる場合は、児童が安心して待てるよう、必ず連絡をお願いします。

- ☆ 学校休業日(夏休みなどの時)は、午前8時00分から開所します。
開所前の早い時間に、(閉まっている)のびのび児童クラブの場所に児童を待たせることは、ケガや事故の危険につながります。児童の安全を守るために、到着時間についてご協力をお願いします。

- ☆ 傷害保険料について

のびのび児童クラブでは、児童の万一の事故に備えて、全員傷害保険に加入していただくことになっています。

保険料(年額800円)の支払については、入部決定の際に教育委員会より納付書を送付します。納付書にて役場会計室、各支所または最寄りの金融機関で納入してください。教育委員会 学校教育課、丹波分室、瑞穂分室、のびのび児童クラブ各組、コンビニエンスストアでは支払いができませんのでご注意ください。

納入がない場合は、入部を取り消すことがあります。

- ☆ 休部届と退部届

ご家庭の都合により、長期間休部される場合(1ヶ月単位)や退部される場合は、まず支援員にご連絡いただき、必ず該当月の前月中に「退(休)部届」を提出してください。(提出がない場合は負担金が発生します)

- ☆ その他

京丹波町では、「のびのび児童クラブ」が保護者にとって安心して預けられる場所、児童にとって楽しく過ごせる場所になるよう考えております。運営にあたり、支援員や教育委員会からの注意事項・依頼事項には、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。